

第1回横須賀市個人情報保護運営審議会

日 時 令和5年10月31日（火）午後2時00分から
場 所 市役所消防局庁舎4階 災害対策本部室

次 第

1 開 会

2 議 題

- （1）委員長の選出
- （2）委員長職務代理者の指名
- （3）報告 個人情報の保護に関する法律改正に伴う各規則等の整備について
- （4）報告 令和4年度個人情報保護制度の運用状況について

3 その他

4 閉 会

<配布資料>

- 資料1 横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例
- 資料2 個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則
- 資料3 保有個人情報等の安全管理措置に関する規則
- 資料4 保有個人情報等安全管理措置取扱基準
- 資料5 令和4年度個人情報保護制度の運用状況について
- 資料6 令和4年度個人情報漏えい事故一覧

横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の登録等)

第3条 市の機関（市の法第2条第11項第2号に掲げる地方公共団体の機関をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項（以下この条において「登録事項」という。）を記載した帳簿（以下「個人情報取扱事務登録簿」という。）を備え付けなければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務の目的

(3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

(4) 個人情報取扱事務で取り扱う個人情報ファイルの名称（法第75条の規定により個人情報ファイル簿を作成する個人情報取扱事務にあつては、当該個人情報ファイル簿に記載した個人情報ファイルの名称）

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 市の機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないときは、個人情報取扱事務を開始した日以後に登録することができる。

3 市の機関は、個人情報取扱事務登録簿の登録事項を変更したときは、速やかに当該登録事項の登録を変更しなければならない。

4 市の機関は、個人情報取扱事務登録簿に登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに当該登録を抹消しなければならない。

5 市の機関は、法第75条の規定により個人情報ファイル簿を作成する個人情報取扱事務の登録事項に係る個人情報取扱事務登録簿の登録の内容が、当該個人情報ファイル簿の記載の内容と一致するものとなるように努めなければならない。

6 次に掲げる個人情報に係る登録事項は、個人情報取扱事務登録簿に登録することを要しないものとし、取り扱う個人情報が次に掲げる個人情報のみで

ある個人情報取扱事務については、個人情報取扱事務登録簿に登録することを要しないものとする。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第 226号）の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する個人情報
- (2) 本市又は国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員又は職員であった者に関する個人情報であって、専らその人事、給与、服務若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（市の機関が行う職員の採用試験に関する個人情報を含む。）
- (3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報
- (4) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報
- (5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報であって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- (6) 市の機関の職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報であって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- (7) 一般に入手し得る刊行物等から収集した個人情報
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

7 市の機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（開示決定等の期限）

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から前条に規定する期間内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部

分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料)

第6条 法第89条第2項に規定する手数料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第87条第1項本文の規定による写しの交付に係る写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(訂正決定等の期限)

第7条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第8条 市の機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

第9条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第10条 市の機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。

この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(横須賀市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第11条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、横須賀市情報公開条例（平成13年横須賀市条例第4号）第19条第1項に規定する横須賀市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に行うものとする。

(調査権限等)

第12条 横須賀市情報公開条例第20条から第24条までの規定は、審査会の調査権限等、口頭意見陳述、意見書等の提出、委員による調査手続、調査審議手続の非公開及び答申書の送付等について準用する。この場合において、同条例第20条中「諮問実施機関」とあるのは「審査会に諮問した市の機関」と、同条第1項前段及び第3項中「当該諾否決定に係る公文書」とあるのは「当該開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報」と、同条第1項後段中「公文書の公開」とあるのは「保有個人情報の開示」と、同条第3項中「記録されている」とあるのは「含まれている」と、同条例第22条の2中「公文書」とあるのは「保有個人情報」と、同条例第23条中「手続（第17条第1項に規定する諮問に係るものに限る。）」とあるのは「手続」と読み替えるものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第13条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により

納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第 115 条（法第 118 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者
12,600 円

（横須賀市個人情報保護運営審議会）

第14条 次に掲げる事項を担当するため、本市に地方自治法（昭和22年法律第 67号）第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関として、横須賀市個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(1) 次に掲げる事項について諮問に応じ調査審議すること。

ア この条例の改正（軽易なものを除く。）又は廃止に関すること。

イ 法第66条第 1 項の規定により講じる措置の基準に関すること。

ウ 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則に関すること。

エ 法又はこの条例の施行に係る重要事項に関すること。

(2) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項の規定による市の機関からの意見の求めに対し、調査審議し、意見を述べること。

(3) この条例の運用に関する報告を受け、必要に応じて意見を述べること。

(4) 横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年横須賀市条例第 61号）第50条の規定による諮問に応じ、審議し、及び答申すること。

2 審議会は、委員 6 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

4 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（運用状況の公表）

第15条 市長は、毎年 1 回、市の機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめて公表するものとする。

（その他の事項）

第16条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(関係条例の廃止)

- 2 横須賀市個人情報保護条例（平成5年横須賀市条例第4号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において旧条例第3条第2項、第14条第2項、第24条第3項、第25条第4項及び第26条第4項に規定する者に該当する者（以下この項において「守秘義務者」という。）がこれらの規定（旧条例第25条第4項に規定する者に該当する者にあつては、同項において準用する旧条例第24条第3項）により負う責務又は義務については、守秘義務者は、施行日以後もなお従前の例により負うものとする。
- 4 施行日前に旧条例第15条、第19条第1項若しくは同条第2項若しくは第3項（これらの規定を旧条例第21条第2項において準用する場合を含む。）又は同条第1項の規定による請求（次項において「旧条例請求」という。）がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 施行日前にされた実施機関（旧条例第2条第1項第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の開示決定等（旧条例第15条の8第1項本文に規定する開示決定等をいう。）、訂正決定等（旧条例第19条の5第1項本文に規定する訂正決定等をいう。）若しくは利用停止決定等（旧条例第21条の5第1項本文に規定する利用停止決定等をいう。）又は施行日前にされた旧条例請求に係る実施機関の不作为に対する審査請求については、なお従前の例による。この場合において、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、旧条例第24条第1項に規定する横須賀市個人情報保護審査会に代えて審査会に諮問するものとし、審査会の調査権限等、口頭意見陳述、委員による調査手続、意見書等の提出、調査審議手続の非公開及び答申書の送付等については、旧条例第24条の2から第24条の7までの規定の例によるものとする。
- 6 施行日において旧条例第25条第1項第2号から第4号までに掲げる事項であつて、同項に規定する横須賀市個人情報保護運営審議会の審議等が終了していないものがある場合は、当該事項を審議会が担任するものとする。
- 7 実施機関の職員（旧条例第2条第1項第2号に規定する実施機関の職員をいう。以下同じ。）若しくは実施機関の職員であつた者、委託事務従事者（旧条例第14条第2項に規定する委託事務従事者をいう。以下同じ。）若しくは委託事務従事者であつた者又は指定管理者業務従事者若しくは指定管理

者業務従事者であった者が、正当な理由がないのに、施行日前において実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第1項第11号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

8 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た施行日前において実施機関が保有していた旧条例第2条第1項第7号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

9 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で施行日前において実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を施行日以後に収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

10 偽りその他不正の手段により、旧条例第15条の7第1項の規定による開示決定に基づく旧保有個人情報の開示を施行日以後に受けた者は、5万円以下の過料に処する。

11 指定管理者（旧条例第26条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）若しくは受託者の代表者又は指定管理者若しくは受託者の代理人、使用人その他の従業者が、その管理の業務又は委託事務に関して附則第7項又は第8項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その指定管理者又は受託者に対しても当該各項の罰金刑を科する。

12 前5項の規定は、本市の区域外にある者に対しても適用する。

13 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（関係条例の改正）

14 横須賀市地域で支える条例（平成25年横須賀市条例第87号）の一部を次のように改正する。

第9条第9号後段中「横須賀市個人情報保護条例（平成5年横須賀市条例第4号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

15 横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例（平成13年横須賀市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項後段中「横須賀市個人情報保護条例（平成5年横須賀市条例

第４号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

第14条第１項中「横須賀市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

横須賀市規則第3号

個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上 地 克 明

個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則

(趣旨)

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年横須賀市条例第46号。以下「条例」という。）の施行については、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(個人情報ファイル簿の作成)

第3条 個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル簿（単票）（第1号様式）による。

2 個人情報ファイル簿（単票）は、個人情報ファイルごとに作成するものとする。

3 市の機関は、個人情報ファイル簿（単票）を作成したときは、個人情報取扱事務登録簿見出（第2号様式）に必要な事項を記載するものとする。

(個人情報取扱事務の登録)

第4条 個人情報取扱事務登録簿は、個人情報取扱事務登録簿見出及び個人情報取扱事務登録簿（単票）（第3号様式）による。

2 条例第3条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 個人情報取扱事務の根拠となる法令等

(2) 登録事項の変更新年月日

(3) 利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用する場合にあっては、当該利用目的以外の目的

(4) 利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、当該提供先

(5) 個人番号の利用の有無

(6) 個人情報の取扱いの委託がある場合にあっては、その旨

(7) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地

(8) 保有個人情報の訂正及び利用停止に関して他の法令の規定により特別の
手続が定められているときはその旨

(9) 市の機関等の名称

(10) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(11) 個人情報ファイルの利用目的、記録項目及び記録範囲

(12) 記録情報の収集方法

(13) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(14) 記録情報を当該市の機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提
供先

(15) 個人情報ファイルの種別

3 条例第3条第6項第8号に規定する規則で定めるものは、法第74条第2項
第1号、第2号、第5号、第10号及び第11号に掲げる個人情報ファイル並び
に個人情報ファイル簿を作成しなければならない個人情報ファイルを構成す
る個人情報とする。

4 個人情報取扱事務登録簿（単票）は、個人情報取扱事務において取り扱う
個人情報により構成される個人情報ファイルごとに作成するものとする。

（個人情報ファイル簿の公表等）

第5条 法第75条第1項の規定による公表は、市の機関が指定する庁舎内の場
所における閲覧及びインターネットを利用した閲覧の方法により行うものと
する。

2 前項の規定は、条例第3条第7項に規定する一般の閲覧について準用す
る。

（個人情報の取扱いの委託の届出）

第6条 市の機関は、個人情報の取扱いの委託をしようとするとき（条例第
3条第6項各号に掲げる個人情報の取扱いの委託をしようとするときを除
く。）は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。届け出た事
項を変更し、又は当該委託の全部若しくは一部を取りやめようとするとき
も、同様とする。

2 前項の規定による届出は、個人情報取扱事務委託登録票（第4号様式）に
よらなければならない。

3 市長は、第1項の届出を適宜取りまとめ、条例第14条第1項に規定する横
須賀市個人情報保護運営審議会に報告するものとする。

（開示請求書）

第7条 開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第5号様式）による。

(開示決定通知書等)

第8条 法第82条第1項本文に規定する書面は、保有個人情報開示決定通知書(第6号様式)による。

2 法第82条第2項に規定する書面は、保有個人情報不開示決定通知書(第7号様式)による。

(開示請求に係る事案の移送の通知書)

第9条 法第85条第1項後段に規定する書面は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(第8号様式)による。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与の通知書等)

第10条 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示に対する意見照会書(法第86条第1項適用)(第9号様式)によらなければならない。

2 法第86条第1項に規定する意見書は、保有個人情報の開示に対する意見書(第10号様式)による。

3 法第86条第2項本文に規定する書面は、保有個人情報の開示に対する意見照会書(法第86条第2項適用)(第11号様式)による。

4 法第86条第2項本文に規定する意見書は、保有個人情報の開示に対する意見書による。

5 法第86条第3項後段に規定する書面は、反対意見書提出者への通知書(第12号様式)による。

(写しの交付に係る作成等に要する費用)

第11条 条例第6条第2項に規定する写しの交付に係る写しの作成に要する費用の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 条例第6条第2項に規定する写しの交付に係る写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に係る郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)の料金に相当する額とする。

3 前2項の費用は、前納しなければならない。

(電磁的記録の開示の実施方法)

第12条 法第87条第1項本文に規定する行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又はビデオテープに記録された電磁的記録 当該保有個人情報に係る部分を市の機関が保有する再生装置により再生したものの視聴又は当該保有個人情報に係る部分の録音テープ若しくはビデオテープに複写

したものの交付

(2) フレキシブルディスクに記録された電磁的記録 当該保有個人情報に係る部分をフレキシブルディスクに複写したものの交付

(3) 光ディスクに記録された電磁的記録 当該保有個人情報に係る部分を光ディスク（日本産業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径 120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付

(4) 前3号に掲げるもの以外の電磁的記録 当該保有個人情報に係る部分を印刷物として出力したものの閲覧若しくは交付又は市の機関が保有する再生装置により再生したものの視聴

（開示の実施の方法等の申出書）

第13条 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第 507号）第26条第1項に規定する書面は、保有個人情報の開示実施方法の申出書（第13号様式）による。

（開示の実施における保有個人情報の保全）

第14条 開示決定に基づき保有個人情報の閲覧又は視聴をする者は、当該保有個人情報を丁寧に扱うものとし、かつ、当該保有個人情報の改ざん、汚損又は破損をしてはならない。

2 市の機関は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対して、保有個人情報の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 第1項の閲覧又は視聴については、市の機関の職員が立ち会うものとする。

（訂正請求書）

第15条 訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（第14号様式）による。

（訂正決定通知書等）

第16条 法第93条第1項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定通知書（第15号様式）による。

2 法第93条第2項に規定する書面は、保有個人情報不訂正決定通知書（第16号様式）による。

（訂正請求に係る事案の移送の通知書）

第17条 法第96条第1項後段に規定する書面は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（第17号様式）による。

（保有個人情報提供先への通知書）

第18条 法第97条に規定する書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書

(第18号様式) による。

(利用停止請求書)

第19条 利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（第19号様式）による。

(利用停止決定通知書等)

第20条 法第 101条第 1 項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（第20号様式）による。

2 法第 101条第 2 項に規定する書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書（第21号様式）による。

(決定期間延長通知書等)

第21条 条例第 4 条第 2 項後段、第 7 条第 2 項後段及び第 9 条第 2 項後段に規定する書面は、保有個人情報開示等決定期間延長通知書（第22号様式）による。

2 条例第 5 条後段、第 8 条後段及び第10条後段に規定する書面は、保有個人情報開示等決定期間特例延長通知書（第23号様式）による。

(諮問の通知書)

第22条 法第 105条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定による通知は、横須賀市情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（第24号様式）によらなければならない。

(運用状況の公表)

第23条 条例第15条の規定による公表については、第 5 条第 1 項の規定を準用する。

(個人情報保護専門委員)

第24条 法及び条例の円滑な運用を図るため、地方自治法（昭和22年法律第 67号）第 174条第 1 項の規定に基づく専門委員として、個人情報保護専門委員を置く。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 横須賀市個人情報保護条例施行規則（平成 5 年横須賀市規則第45号）は、廃止する。

別表（第11条第1項関係）

文書等の種類	写しの作成の方法		金 額
文書及び図画	乾式複写機による写しの作成	モノクロ単色刷りで日本産業規格A列3番までの用紙	1枚につき 10円
		多色刷りで日本産業規格A列4番までの用紙	1枚につき 50円
		多色刷りで日本産業規格A列3番の用紙	1枚につき 80円
	業務委託による写しの作成		当該業務委託で定める額
マイクロフィルム	印刷物に出力したもの（モノクロ単色刷りで日本産業規格A列3番までの用紙に限る。）		1枚につき 10円
	業務委託による写しの作成		当該業務委託で定める額
電磁的記録	録音テープ（記録時間が120分のもの）に複写したもの		1巻につき 200円
	ビデオテープ（記録時間が120分のもの）に複写したもの		1巻につき 300円
	フレキシブルディスク（容量が1.44メガバイトのもの）に複写したもの		1枚につき 100円

	光ディスク（日本産業規格 X 0606 及び X 6281に適合する直径 120ミ リメートルの光ディスクの再生装 置で再生することが可能なものに 限る。）に複写したもの	1 枚につき 150円
--	---	------------------

備考 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を 1 枚として算定する。

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	
市の機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
個人情報ファイルの記録項目	
個人情報ファイルの記録範囲	
記録情報の収集方法	
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報を当該市の機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先	
開示請求、訂正請求又は利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	(名称)
	(所在地)
保有個人情報の訂正及び利用停止に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときはその旨	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第 2 項第 1 号
	政令第21条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無
	☐ 法第60条第 2 項第 2 号

第1号様式（第2面）

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の本人の数	
行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目	
作成された行政機関等匿名加工情報情報をその用に供して行う事業に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報情報をその用に供して行う事業に関する提案をすることができる期間	
備考	

第3号様式（第4条第1項関係）

個人情報取扱事務登録簿（単票）

個人情報ファイルの名称	
市の機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
個人情報ファイルの記録項目	
個人情報ファイルの記録範囲	
記録情報の収集方法	
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報を当該市の機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先	
開示請求、訂正請求又は利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	(名称)
	(所在地)
保有個人情報の訂正及び利用停止に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときはその旨	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無
	☐ 法第60条第2項第2号
備考	

届出年月日	年 月 日
番号	

個人情報取扱事務委託登録票

事務又は事業の名称		
事務又は事業の目的		
所 管 部 課 等 名		
委 託 契 約 年 月 日		
受 託 者 の 名 称		
委託事務又は事業 の内容		
提供する保有個人情報又は個人情報ファイルの名称	個人番号の有無	
(事務処理欄)		

保有個人情報開示請求書

年 月 日 （あて先）横須賀市長 請求者 住所 氏 名 電 話	
開示を請求する保有個人情報	
求める開示の実施方法等	
本人以外の者の請求の場合の本人の状況等	

第 6 号様式（第 8 条第 1 項関係）

保有個人情報開示決定通知書

第 号 年 月 日	
様	
横須賀市長 印	
年 月 日に請求がありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により次のとおり開示することを決定しましたので通知します。	
開示する保有個人情報	
不開示とした部分とその理由	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法等	

第 7 号様式（第 8 条第 2 項関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第 号 年 月 日 様 横須賀市長  年 月 日に請求がありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことを決定しましたので通知します。	
開示請求に係る保有個人情報	
開示をしないこととした理由	

第 8 号様式（第 9 条関係）

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号 年 月 日	
様	
横須賀市長 印	
年 月 日に請求がありました保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条 1 項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。 なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関の長等において行われます。	
開示請求に係る保有個人情報	
移送をした日	
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	
備考	

第9号様式（第10条第1項関係）

保有個人情報の開示に対する意見照会書（法第86条第1項適用）

第 号	
年 月 日	
様	
横須賀市長	
次のとおり保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第76条第1項の規定による開示請求がありました。	
つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、意見書を提出していただきますようお願いいたします。	
開示請求に係る保有個人情報	
開示請求の年月日	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の 内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	

第 10 号様式（第 10 条第 2 項、第 4 項関係）

保有個人情報の開示に対する意見書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

提出者 住 所
氏 名
法人その他の団体にあつて
は、主たる事務所の所在地、
名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名
電話番号

開示請求に係る保有個人情報

開示に関しての意見

連絡先

第 11 号様式（第 10 条第 3 項関係）

保有個人情報の開示に対する意見照会書（法第86条第 2 項適用）

第 号 年 月 日 様 横須賀市長  次のとおり保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第76条第 1 項の規定による開示請求がありました。 つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、意見書を提出していただきますようお願いします。	
開示請求に係る保有個人情報	
開示請求の年月日	
個人情報の保護に関する法律第86条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用区分及びその理由	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	

第12号様式（第10条第5項関係）

反対意見書提出者への通知書

第 号 年 月 日	
様	
横須賀市長 印	
年 月 日に意見書の提出がありました保有個人情報の開示については、次のとおり開示決定をしましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。	
開示請求に係る保有個人情報	
開示決定をした理由	
開示決定をした日	
開示を実施する日	

第13号様式（第13条関係）

保有個人情報の開示実施方法の申出書

年 月 日 (あて先) 横須賀市長 住所 申出者 氏 名 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名 電話番号	
保有個人情報開示決定通知書の文 書番号等	
求める開示の実施の方法	
開示の実施を希望する日	
写しの送付の希望の有無	

保有個人情報訂正請求書

年 月 日 （あて先）横須賀市長 請求者 住 所 氏 名 電 話	
訂正請求に係る保有個人情報の開示 を受けた日	
開示決定に基づき開示を受けた 保有個人情報	
訂正請求の趣旨及び理由	
本人以外の者の請求の場合の本人 の状況等	

第15号様式（第16条第1項関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 号 年 月 日 様 横須賀市長  年 月 日に請求がありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することを決定しましたので通知します。	
訂正請求に係る保有個人情報	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	

第16号様式（第16条第2項関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号 年 月 日 様 横須賀市長  年 月 日に請求がありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことを決定しましたので通知します。	
訂正請求に係る保有個人情報	
訂正をしないこととした理由	

第17号様式（第17条関係）

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号 年 月 日 様 横須賀市長  年 月 日に請求がありました保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。 なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関の長等において行われます。	
訂正請求に係る保有個人情報	
移送をした日	
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	
備考	

第18号様式（第18条関係）

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

第 号 年 月 日 (あて先) 横須賀市長  次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正をしましたので、同法第97条の規定により通知します。	
訂正請求に係る保有個人情報	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	
訂正決定をする内容及び理由	

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

請求者 住 所
氏 名
電 話

利用停止請求に係る保有個人情報の
開示を受けた日

開示決定に基づき開示を受けた保
有個人情報

利用停止請求の趣旨及び理由

本人以外の者の請求の場合の本
人の状況等

第20号様式（第20条第1項関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号 年 月 日 様 横須賀市長  年 月 日に請求がありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第 101条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止することを決定しましたので通知します。	
利用停止請求に係る保有個人情報	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	

第21号様式（第20条第2項関係）

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号 年 月 日 様 横須賀市長  年 月 日に請求がありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第 101条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止をしないことを決定しましたので通知します。	
利用停止請求に係る保有個人情報	
利用停止をしないこととした理由	

第22号様式（第21条第1項関係）

保有個人情報開示等決定期間延長通知書

第 号 年 月 日 様 横須賀市長  年 月 日に請求がありました保有個人情報の開示等については、次のとおり開示決定等の期間を延長します。	
請求の区分	
適用する期間の延長の規定	
請求に係る保有個人情報	
延長後の期間	
延長する理由	

第23号様式（第21条第2項関係）

保有個人情報開示等決定期間特例延長通知書

第 号 年 月 日 様 横須賀市長  年 月 日に請求がありました保有個人情報の開示等については、次のとおり開示決定等の期間を延長します。	
請求の区分	
適用する期限の特例の規定	
請求に係る保有個人情報	
期限の特例の規定を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	

第24号様式（第22条関係）

横須賀市情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 号 年 月 日	
様	
横須賀市長 印	
年 月 日付けの市長に対する審査請求について、次のとおり横須賀市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律第 105条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定により通知します。	
審査請求に係る保有個人情報	
審査請求に係る開示決定等（訂正決定等、利用停止決定等）	
審査請求を受けた日及び審査請求の趣旨	
諮問をした日	

横須賀市規則第4号

保有個人情報等の安全管理措置に関する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

横須賀市長 上 地 克 明

保有個人情報等の安全管理措置に関する規則

(総則)

第1条 この規則は、保有個人情報等（保有個人情報及び仮名加工情報並びに個人関連情報（当該個人関連情報を第三者に提供し、かつ、当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合の個人関連情報に限る。）をいう。以下同じ。）に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第1項、第72条及び第73条第2項に規定する措置（以下「安全管理措置」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年横須賀市条例第46号。以下「条例」という。）及び横須賀市情報セキュリティ規則（平成29年横須賀市規則第11号）において使用する用語の例による。

(総括個人情報保護管理者)

第3条 保有個人情報等に関する総合的な管理を図るため、総括個人情報保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を置き、総務部長をもって充てる。

2 総括保護管理者は、本市の全ての保有個人情報等の管理に関する事務を総括する。

(個人情報保護管理者)

第4条 課等における安全管理措置を講ずるため、保有個人情報等を取り扱う課等に個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置く。

(個人情報安全管理委員会)

第5条 保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡又は調整等を図るため、個人情報安全管理委員会を設置する。

2 個人情報安全管理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(情報資産に関する安全管理措置)

第6条 保有個人情報等が情報資産である場合の安全管理措置については、横

須賀市情報セキュリティ規則の規定の例による。

(安全管理措置等)

第7条 市長は、保有個人情報等を安全かつ適切に管理するため、次の各号に掲げる措置の区分に応じ、当該各号に定める安全管理措置を講ずるものとする。

(1) 保有個人情報等の適切な取扱いに係る措置 保有個人情報等の利用、正確性の確保、漏えいの防止その他の保有個人情報の適切な取扱いに係る安全管理措置

(2) 保有個人情報等の取扱いの委託に係る措置 法令に基づき受託者に対して求める安全管理措置

(3) 法第69条第2項本文の規定による保有個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）及び提供（以下「外部提供」という。）に係る措置 保有個人情報の目的外利用及び外部提供の手続、保有個人情報の外部提供時の措置その他の保有個人情報の目的外利用及び外部提供に係る安全管理措置

2 市長は、安全管理措置を講ずるために必要な基準を定めるものとする。

(保有個人情報等の取扱いに関する研修)

第8条 市長は、職員に対し、保有個人情報等の取扱いに関する研修を定期的に行うものとする。

(保有個人情報等の漏えい等事案の報告)

第9条 職員は、保有個人情報等の漏えいその他の安全管理上問題となる事案又はその発生のおそれが生じたときは、直ちに保護管理者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた保護管理者は、遅滞なく市長が別に定める措置を講じなければならない。

(自己点検)

第10条 保護管理者は、課等における保有個人情報等の管理状況について、自己点検を行うものとする。

2 保護管理者は、前項の自己点検の結果を、総括保護管理者に報告するものとする。

(監査)

第11条 総括保護管理者は、市の機関における保有個人情報等の管理状況について、監査を行うものとする。

(その他の事項)

第12条 この規則に定めるもののほか、安全管理措置に関し必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

保有個人情報等安全管理措置取扱基準

令和 5 年 4 月 1 日策定

1 本基準の目的

この基準は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条第 1 項及び保有個人情報等の安全管理措置に関する規則（令和 5 年横須賀市規則第 4 号。以下「安全管理措置規則」という。）に基づく保有個人情報等の安全管理措置を講ずるに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 総則**2-1 定義**

この基準において使用する用語は、法及び安全管理措置規則において使用する用語の例によるほか、2-1-1 から 2-1-3 に規定する。

2-1-1 目的外利用

法第 61 条の規定に基づき特定した利用目的以外の目的のために、法第 69 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づき保有個人情報を市の機関自らが利用することをいう。

2-1-2 目的外提供

法第 61 条の規定に基づき特定した利用目的以外の目的のために、法第 69 条第 2 項第 1 号、第 3 号又は第 4 号の規定に基づき保有個人情報を外部に提供することをいう。この場合における「外部」とは、市の機関の外部を指し、市の一の機関に対し、市の他の機関も外部に当たる。例えば、市長から上下水道事業管理者、教育委員会等への提供も外部への提供に当たる。

2-1-3 旧条例

横須賀市個人情報保護条例（平成 5 年横須賀市条例第 4 号。令和 5 年 4 月 1 日廃止）をいう。

3 保有個人情報の適切な管理及び取扱いに係る措置**3-1 複製等の制限**

職員がその担当する事務の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行う。

- (1) 保有個人情報の複製
- (2) 保有個人情報の送信
- (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し

(4)その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

3-2 保有個人情報の誤りの訂正等

職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合は、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。

3-3 媒体の管理

職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火書庫等への保管、施錠等を行う。

3-4 誤送付等の防止及び入力情報の照合等

3-4-1 誤送信等の防止

職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる。

3-4-2 情報システムへの入力の照合

職員は、情報システムへ保有個人情報を入力するときは、入力原票と入力内容との照合、処理後の当該保有個人情報の内容の確認等を行う。

3-5 外部サービスの選定・利用

3-5-1 外部サービスの利用の原則

市の機関が外部サービス（クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。）を利用し保有個人情報を取り扱う場合には、原則として法、安全管理措置規則、横須賀市情報セキュリティ規則及び本基準に定める必要な安全管理措置が講じられるものを選定し、又は契約等により必要な安全管理措置が講じられることを求める。

3-5-2 約款等による外部サービスの利用

市の機関が保有個人情報を取り扱うに当たり、約款や規約等への同意のみで利用可能で、契約等により市の機関から個別の措置を求めることができない外部サービス（以下「約款等による外部サービス」という。）を利用する必要があるときは、あらかじめ法、安全管理措置規則、横須賀市情報セキュリティ規則及び本基準に定める必要な安全管理措置に相当する程度の措置が講じられるものの選定に努めなければならない。

3-5-3 約款等による外部サービスの利用に係る措置

保護管理者は、保有個人情報の取扱いに関し、約款等による外部サービスの利用があるときは、課等に次に掲げる事項を記載した帳票（第1号様式）を綴る帳簿（「保有個人情報に係

る外部サービス利用登録簿（契約によるものを除く）。以下単に「帳簿」という。）を備え付け、約款等による外部サービスの利用状況を把握するよう努めなければならない。

ただし、保有個人情報の取扱いを委託している場合であって、受託者から書面により約款等による外部サービスの利用届出があった場合は、当該書面を帳簿に綴ることで足りる。

- (1) 外部サービスの名称
- (2) 外部サービスの提供者
- (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
- (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
- (5) 外部サービスの利用の期間
- (6) 外部サービスの利用が必要な理由
- (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容

3-6 外国における制度等の把握及び適切な安全管理

3-6-1 外国において保有個人情報が取り扱われる場合の措置

保有個人情報が外国において取り扱われる場合には、当該外国の個人情報の保護に関する制度（以下「外国の制度」という。）等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

この場合における「外国」とは、近年、行政機関等においても民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合があり得るところであり、こうした場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。

3-7 要配慮個人情報の管理

3-7-1 紙媒体における要配慮個人情報に係る措置

保護管理者は、要配慮個人情報を保管するに当たり、当該情報が情報資産に当たらない紙媒体の文書等に記録されたものであるときは、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。当該情報が情報資産に当たる場合の取扱いは、横須賀市情報セキュリティ規則の例によるほか、3-7-2の規定による。

- (1) 施錠可能な場所への保管、耐火、耐水等の措置
- (2) 運搬時の必要に応じた鍵付きケース等への収納
- (3) 庁舎外への持出にあつては保護管理者の許可を得る
- (4) 庁舎外への持出を行う場合、持出先での安全管理措置の遵守
- (5) 保管場所からの移動に関し、移動の日時や取扱者を記録する帳簿（電磁的方法を含む。）を備える

3-7-2 約款等による外部サービスでの要配慮個人情報の取扱い

約款等による外部サービスで要配慮個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得るよう努めなければならない。

4 保有個人情報の利用及び提供に係る措置

4-1 機関内部での保有個人情報の目的外利用の手続等

保有個人情報の目的外利用をしようとする課長等（以下「目的外利用者」という。）は、必要な手続に基づき当該保有個人情報を保有する所管課等（以下「情報保有課等」という。）の保護管理者の承認を受けなければならない。

4-1-1 新規に目的外利用を行うことについての協議

目的外利用者は、新規に保有個人情報の目的外利用をしようとするときは、情報保有課等及び個人情報保護制度所管課（総務部総務課）との協議を行い、適切な目的外利用の根拠を把握しなければならない。

4-1-2 目的外利用の申請

目的外利用者は、事前に情報保有課等の保護管理者に対し、次に掲げる事項を記載した書面により目的外利用を申請しなければならない。

- ア 利用業務
- イ 利用する個人情報ファイル等
- ウ 利用目的
- エ 利用目的に係る所掌事務又は業務の根拠法令
- オ 目的外利用に係る根拠法令
- カ 利用項目
- キ 利用時期
- ク 4-1-1 に定める協議（本基準施行後の協議に限る。）が既に行われたものである旨又は新規に協議を行った場合は、その協議結果

4-1-3 目的外利用の申請の承認

情報保有課等の保護管理者は、目的外利用の申請を受け、当該申請内容を適当と認めるときは、承認を行う。

4-2 保有個人情報の目的外提供の手続等

4-2-1 行政機関等以外の者に対する目的外提供の手続等

保護管理者は、法第 69 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、行政機関等以外の者に保有個人情報を目的外提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲、記録項目、利用形態及び同号に規定する用途であること等について提供先との間で書面を取り交わす。

4-2-2 他の行政機関等への目的外提供に係る手続

保護管理者は、法第 69 条第 2 項第 3 号の規定に基づき他の行政機関等（市の機関を除く。）に保有個人情報を目的外提供する場合において、必要があると認めるときは、4-2-1 に相当する手続を求める。

4-2-3 他の行政機関等（市の機関に限る。）への目的外提供の手続

他の行政機関（市の機関に限る。）に保有個人情報をも目的外提供する場合には、4-1-1 から 4-1-3 を準用した手続によらなければならない。

5 その他の個人に関する情報の安全管理措置

5-1 個人関連情報の第三者への提供に係る手続

個人関連情報の第三者への提供（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）に係る手続は、4-2-1 の規定を準用する。その場合において、「保有個人情報」とあるのは「個人関連情報」と読み替える。

6 個人情報安全管理委員会

6-1 個人情報安全管理委員会の運営に関する事項

6-1-1 個人情報安全管理委員会の構成員

安全管理措置規則第 5 条第 1 項に規定する個人情報安全管理委員会は、総括個人情報保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）及び全ての保護管理者を構成員とする。

6-1-2 個人情報安全管理委員会の開催

総括保護管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡又は調整等を行うために必要があると認めるときは、事案に係る保護管理者を招集し、個人情報安全管理委員会を開催する。

6-1-3 関係者の出席

総括保護管理者は、個人情報安全管理委員会の開催に当たり、必要があると認めるときは、6-1-1 に規定する構成員の他に、関係する者の出席を求める。

7 教育研修

7-1 教育研修

7-1-1 制度理解に係る研修

総括保護管理者は、職員（保護管理者を含む）に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、その保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

7-1-2 現場における適切な管理に係る研修

総括保護管理者は、保護管理者及び職員に対し、課等の現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を定期的実施する。

第 1 号様式（3-5-3関係）

所管課	
登録番号	

保有個人情報に係る外部サービス利用登録簿単票（契約によるものを除く）

業務名	
外部サービスの名称	
外部サービスの提供者	（住所） （事業者名）
外部サービスを用いて行う業務の内容	
外部サービスで取り扱う個人情報	
利用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
外部サービスの利用が必要な理由	
当該外部サービスにおける安全管理措置の内容	
備考	

令和 4 年度個人情報保護制度の運用状況について

(令和 5 年 4 月 30 日現在)

1 制度の利用状況

No.	項 目	件 数	処 理 状 況
1	開示請求 (開示請求者数 32人(23人))	40件(47件)	全 部 開 示 21(18)
			部 分 開 示 19(15)
			不 開 示 13(13)
			却 下 0(0)
			取 下 げ 0(1)
2	訂正請求	0 件(3 件)	不 訂 正 0(3)
3	利用停止請求	0 件(0 件)	—
4	簡易開示	12件(9 件)	職員採用試験 8(6)
			会計年度任用職員採用試験 0(3)
			看護専門学校入学者選抜試験 0(0)
			介護認定資料 0(0)
			消防職員採用試験 4(0)
			学校職員採用選考試験 0(0)
			高等学校入学者選抜試験 0(0)
			奨学生選考 0(0)
5	審査請求	1 件(0 件)	審査中 0(0)
			答 申 1(0)

() は前年度の件数

2 保有個人情報の開示等請求一覧

N0	請求内容	担当課	決定日	決定内容
1	子の受診記録、経過概要記録、保育士日誌	児童相談課	4. 5. 27	開示、一部開示
2	印鑑登録証明書交付申請書	窓口サービス課	4. 5. 18	不開示（不存在）
3	後期高齢者医療葬祭費支給申請書、領収書	健康保険課	4. 5. 27	不開示（不存在）
4	代表相続人届出書、経過記録	市民税課	4. 5. 30	開示
5	子の受診記録、保育士日誌等	児童相談課	4. 6. 10 4. 7. 28	不開示（不存在） 一部開示
6	子の受診記録、保育士日誌等	児童相談課	4. 6. 10	不開示（不存在）
7	障害者採用試験の点数、合格基準点	人事課	4. 7. 4	一部開示、不開示
8	市道境界確定協議経過報告関係書類	土木用地課	4. 7. 15	一部開示
9	子の面接記録	児童相談課	4. 8. 3	一部開示
10	住民票、戸籍附票の発行申請書	窓口サービス課	4. 8. 9	不開示（不存在）
11	現況測量図の写し	土木用地課	4. 8. 22	開示
12	建築確認書、図面	建築指導課	4. 8. 26	開示
13	決裁文書	土木用地課	4. 8. 31	開示
14	住民票、戸籍証明、戸籍附票の発行申請書	窓口サービス課	4. 9. 9	不開示（不存在）
15	住民票の写し等発行申請書	窓口サービス課	4. 9. 28	一部開示
16	現況測量図の写し	土木用地課	4. 10. 3	開示
17	子の支援記録	児童相談課	4. 10. 18	一部開示
18	面談処理記録	土木用地課	4. 10. 6	開示
19	生活保護記録	生活福祉課	4. 12. 1	開示、一部開示
20	生活保護情報	生活福祉課	4. 12. 1	開示、一部開示

NO	請求内容	担当課	決定日	決定内容
21	生活保護情報	生活福祉課	4.12.1	開示、一部開示
22	救急活動記録票	救急課	4.11.7	開示
23	指導要録、メモ等	支援教育課	4.11.14	開示、一部開示、 不開示（不存在）
24	支援記録等	児童相談課	4.11.29	一部開示
25	支援記録等	児童相談課	4.12.19	一部開示
26	医療診断レセプト	健康保険課	4.12.23	開示
27	医療診断レセプト	健康保険課	4.12.23	開示
28	医療診断レセプト	健康保険課	4.12.23	開示
29	医療診断レセプト	健康保険課	4.12.23	開示
30	区域外就学許可申請書等	支援教育課	5.2.10	開示、不開示（不 存在）
31	支援記録等	児童相談課	5.2.7	一部開示、不開示
32	支援記録等	児童相談課	5.2.7	一部開示、不開示
33	救急活動記録票	救急課	5.2.6	開示
34	医療法人の社員名簿等	保健所企画課	5.4.28	一部開示
35	印鑑登録証明書交付申請書	窓口サービス課	5.3.14	開示
36	支援記録等	児童相談課	5.3.24	一部開示、不開示
37	新型コロナワクチン予診 票、救急搬送確認書等	保健所企画課、防 疫担当、救急課	5.3.27	開示、一部開示
38	申立書	上下水道局経営部 総務課	5.3.30	一部開示
39	住民基本台帳システム閲覧 履歴	デジタル・ガバメ ント推進課	5.4.11	開示
40	住民基本台帳システム閲覧 履歴	上下水道局経営料 金課	5.4.11	不開示（不存在）

3 令和4年度個人情報保護運営審議会の開催状況

NO	開催日	諮問等の内容	諮問理由	答申内容	主管課等名
1	R 4 . 5 . 26	個人情報の保護に関する法律の改正に伴う横須賀市個人情報保護条例の廃止及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について			総務課
2	R 4 . 6 . 20	①個人情報の保護に関する法律の改正に伴う横須賀市個人情報保護条例の廃止及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について ②令和2年度個人情報保護制度の運用状況について（報告）			総務課
3	R 4 . 7 . 15	個人情報の保護に関する法律の改正に伴う横須賀市個人情報保護条例の廃止及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について（諮問）	重要事項	継続審議	総務課
4	R 4 . 8 . 10	①大学との共同研究による健康データの解析事務にかかる保有個人情報の目的外利用、外部提供、本人通知の省略及びオンライン結合による提供について（諮問） ②個人情報の保護に関する法律の改正に伴う横須賀市個人情報保護条例の廃止及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	・目的外利用 ・外部提供 ・本人通知省略 ・オンライン結合 重要事項	承認 承認	経営企画部 都市戦略課 総務課
5	R 4 . 10 . 11	①新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の点検について（点検） ②「横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」パブリック・コメント手続結果について（報告）			民生局健康部 保健所企画課 （防疫情報企画担当） 総務課

N0	開催日	諮問等の内容	諮問理由	答申内容	主管課等名
6	R 5. 1. 24	個人情報の保護に関する法律改正に伴う各規則等の整備について			総務課

4 令和4年度個人情報保護審査会の開催状況

N0	開催日	諮問等の内容	主管課等名
1	R 5. 1. 27	令和4年度第1号諮問事案について	人事課
2	R 5. 3. 7	令和4年度第1号諮問事案について	人事課

令和 4 年度個人情報漏えい事故一覧

令和 5 年 3 月 31 日現在

NO	漏えい事故名	漏えいした個人情報	被害者数	漏えい者	回収有無
			報道発表日	所管課名	
原 因					
1	横須賀バスケットボール協会（事務委託先）事務局長の個人の携帯番号の漏えい	携帯電話番号	1 人	市職員	無（削除依頼）
			6 月 2 日	スポーツ振興課	
	当該者に確認をせずに公表されていない個人の携帯電話番号を伝えてしまった。				
2	申請書類発送時に、別の受給者の氏名の記載された書類を混入して誤送付	氏名	1 人	市職員	有
			—	障害福祉課	
	データ編集時及び送付時の書類記載欄の氏名確認が不十分であったため、誤送付してしまった。				
3	証明書送付時に別人の封筒に封入して誤送付	氏名、賦課期日住所、生年月日、所得、所得控除、市県民税額	1 人	市職員	有
			6 月 8 日	市民税課	
	封入作業時の確認が不十分であったため、誤送付してしまった。				
4	デジタルカメラ本体及び記録媒体（SDカード）の紛失	児童の日常生活、当日の遠足の活動の様子	52人	教員	無
			6 月24日	教育指導課	
	デジタルカメラ携行時の管理不十分により紛失してしまった。				
5	通知送付時に別人の封筒に封入して誤送付	費用免除非該当通知	1 人	市職員	有
			6 月24日	健康管理支援課	
	送付時の確認が不十分であったための誤送付。				
6	健康診断結果の誤配付	氏名、尿検査の結果（腎臓検診精密検査の依頼）	4 人	教員	有
			6 月24日	教育指導課	
	封入時の確認が不十分であったため、誤配付してしまった。				
7	戸籍抄本の誤交付	同戸籍の本籍、筆頭者、請求対象者の氏名、生年月日、父母の氏名、続柄、出生地、出生届出日、出生届出日人との続柄	1 人	市職員	有
			—	窓口サービス課	
	レジ担当者の受渡時の番号札（半券）との確認が不十分であったため、誤送付してしまった。				

NO	漏えい事故名	漏えいした個人情報	被害者数	漏えい者	回収有無
			報道発表日	所管課名	
原 因					
8	前期中間テストの答案用紙の誤配付	生徒氏名、テストの得点、正答状況（1教科分）	2人	教諭	有
			7月8日	教育指導課	
	2人分答案用紙の返却に際して、5教科分の答案用紙の仕分け作業時の確認が不十分であったため、誤配付してしまった。				
9	個人情報を含んだメールを他の参加者に誤送信	氏名（保護者、お子様）	2人	市職員	—
			—	都市戦略課	
	メールアドレス入力時の確認が不十分であったため、誤送信してしまった。				
10	中学校の三者面談時の生徒の学習状況調査結果の個票等の誤配付	生徒氏名、学年、組、学習状況調査の各教科の結果、生活や学習に関する質問への回答結果及びアドバイス、正答状況	1人	教諭	有
			8月26日	教育指導課	
	面談時に個票等の氏名確認が不十分であったため、誤配付してしまった。				
11	中学校の三者面談時の生徒の学習状況調査結果の個票の誤配付	生徒氏名、学年、組、学習状況調査の各教科の結果	1人	教諭	有
			8月26日	教育指導課	
	面談時に個票の氏名確認が不十分であったため、誤配付してしまった。				
12	中学校の三者面談時の生徒の学習状況調査結果の個票の誤配付	生徒氏名、学年、組、生活や学習に関する質問の回答結果及びアドバイス	1人	教諭	有
			8月26日	教育指導課	
	面談時の個票の氏名確認が不十分であったため、誤配付してしまった。				
13	中学校の三者面談時の生徒の学習状況調査結果の個票の誤配付	生徒氏名、学年、組、学習状況調査の各教科の結果	1人	教諭	有
			8月26日	教育指導課	
	面談時の個票の氏名確認が不十分であったため、誤配付してしまった。				
14	生活保護受給者の「扶養に関する届」一式の誤送付	住所、氏名、生活保護変更決定年月日、保護変更理由、保護の種類及び程度(金額)	1人	市職員	有
			8月30日	生活福祉課	
	書類の封入作業時の確認が不十分であったため、誤送付してしまった。				

NO	漏えい事故名	漏えいした個人情報	被害者数	漏えい者	回収有無
			報道発表日	所管課名	
	原 因				
15	生徒間の考査素点票の誤配付	生徒氏名、学年、組、各科目の前期中間考査の素点、順位、欠席した授業数、欠席日数、遅刻・早退回数	2 人	教諭	有
			9 月 9 日	教育指導課	
	考査素点票の修正後の配付時に、確認不十分であったために誤配付してしまった。				
16	生徒の学習状況質問調査個票の紛失	生徒氏名、学年、組、生活や学習に関する質問の回答結果及びアドバイス	1 人	教諭	無
			9 月 22 日	教育指導課	
	質問個票の納品時の検品不十分、及び学級担任の配付時、面談準備の際の確認不十分により紛失してしまった。				
17	介護利用者情報が記載された書類の紛失	利用者本人の氏名、住所、生年月日、電話番号、世帯人数、受診状況、デイサービスの予定、印を付けた地図。緊急連絡先 2 名の氏名、住所、電話番号、続柄	3 人	委託業者	無
			—	介護保険課 (業務委託業者)	
	利用者の自宅位置の確認には不必要な情報が記載された書類を用いて、安全管理が不十分であったため紛失してしまった。				
18	中学校生徒の学習のあゆみの紛失	生徒氏名、学年、組、定期テストの素点、得点の分布表、生徒が記入したテストの振り返り、保護者のコメント	1 人	教諭	無
			10 月 7 日	教育指導課	
	学習のあゆみを回収した後の保管管理の不十分により紛失してしまった。				
19	証明書の誤交付	申請者の氏名、住所	1 人	市職員	有
			10 月 13 日	農業委員会	
	証明書交付の際の確認が不十分であったため、誤交付してしまった。				
20	受給者手帳の誤返却	氏名、住所、障害福祉サービスの需給状況	1 人	指定管理者	有
			10 月 14 日	福祉施設課	
	内容確認等を行うために預かっていた受給者手帳返の返却時に、確認不十分のため誤返却してしまった。				

NO	漏えい事故名	漏えいした個人情報	被害者数	漏えい者	回収有無
			報道発表日	所管課名	
原 因					
21	下水清掃作業依頼の資料のFAXの <u>誤送信</u>	下水清掃作業依頼の資料のFAX送付用紙（住所、氏名）、位置図、下水道台帳	1人	市職員	有
			—	水道管路課	
	下水依頼業者のFAX番号の確認が不十分であったため、誤送信してしまった。				
22	公費負担医療関係書類の <u>誤交付</u>	氏名、疾患名、	1人	市職員	有
			10月28日	保健所保健予防課	
	申請書類の準備時及び交付時の確認が不十分であったため、誤交付してしまった。				
23	「体験クルーズ当選のお知らせ」のメール1名分を当選者全員に <u>誤送信</u>	メールアドレス	1人	市職員	有
			10月28日	観光課	
	宛名指定の確認が不十分であったため、全員に誤送信してしまった。				
24	家庭状況書の <u>紛失</u>	児童氏名、保護者氏名、現住所、電話番号、緊急連絡先、家族構成、既往症、自宅近くの地図等	30人	教員	無
			11月2日	教育指導課	
	所定の保管場所に返却する際の実行確認が不十分であったため紛失してしまった。				
25	日中一時支援利用申請書の文書保存箱（1箱）の <u>漏えい</u>	日中一時支援利用者の氏名、続柄、住所、電話番号、生年月日、性別、利用日、障害の状況、緊急連絡先、世帯の状況	1箱分	指定管理者	有
			11月4日	福祉施設課（指定管理者）	
	合同開催した行事の事務局交代時の関係書類引継ぎを行った際の、書類の確認および、搬出時の確認が不十分であったために漏えいしてしまった。				
26	児童扶養手当支給停止通知書および児童扶養手当証書の <u>誤送付</u>	児童扶養手当受給者の氏名、生年月日、住所、手当月額、児童数、支払金融機関	1人	市職員	有
			11月14日	こども給付課	
	受給者への通知を送付する際、書類の確認が不十分であったため、誤送付してしまった。				

NO	漏えい事故名	漏えいした個人情報	被害者数	漏えい者	回収有無
			報道発表日	所管課名	
原 因					
27	メールの <u>誤送信</u>	所属団体名、氏、メールアドレス	1 人	市職員	無（削除依頼）
			—	環境政策課	
	メールアドレスの確認が不十分であったため、誤送信してしまった。				
28	「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の申請書類の <u>誤送付</u> 。	国民健康保険被保険者証に記載があるもの（氏名、住所、性別、生年月日、世帯主氏名、被保険者番号）	1 人	委託業者	有
			—	市民生活課	
	返送時の書類封入作業、発送作業時の確認が不十分であったため、誤送付してしまった。				
29	懇話会の外部委員名簿の <u>誤送信</u>	委員 3 名の住所	3 人	市職員	有
			—	福祉施設課	
	委員の住所等の個人情報の保存・管理が不十分であったため、誤送信してしまった。				
30	面接試験実施の案内文書の <u>誤送付</u>	人権施策推進会議公募委員応募者の氏名	1 人	市職員	有
			3 月 16 日	人権・ダイバーシティ推進課	
	封入時の宛名確認が不十分であったため、誤送付してしまった。				

郵送などの誤送付	7 件（23.3%）
誤配布・誤交付・誤返却	11 件（36.7%）
メール・ファクスの誤送信	5 件（16.7%）
紛失	5 件（16.7%）
その他	2 件（6.6%）

計 30 件

※令和 3 年度漏えい件数 43 件、前年度比 約 30%減